

務	00	01	10年
(令和18年3月末まで保存)			

人 安 第 6 7 号  
令 和 7 年 6 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「少年非行防止 JUMP チーム」運用要綱の策定について

「少年非行防止 JUMP チーム」の運用については、別添のとおり策定し、令和7年7月1日から運用することとしたので、少年非行防止 JUMP チームの効果的な運用に努められたい。

なお、「「少年非行防止 JUMP チーム」運用要綱の策定について」（令和4年4月1日付け生企第5号）は廃止する。

記

1 策定の理由

運用要綱第1の目的及び第5の呼称について義務教育学校を追加し、第6の委嘱状の様式を定めた。

2 策定の主な内容

第5 呼称

3 義務教育学校に設置された「JUMP チーム」の呼称

前期課程（小学校に相当）は「リトル JUMP チーム」の先頭に当該校名を付して呼称し、後期課程（中学校に相当）は「JUMP チーム」の先頭に当該校名を付して呼称するものとする。

第6 委嘱

2 委嘱は委嘱状により行うものとする。

中・高校等及び義務教育学校後期課程に設置された「JUMP チーム」は、委嘱状（別記様式第1号）により、小学校及び義務教育学校前期課程に設置された「JUMP チーム」は、委嘱状（別記様式第2号）により行うものとする。

担当 人身安全対策課少年対策係

別添

## 「少年非行防止 JUMP チーム」運用要綱

### 第1 目的

この要綱は、青森県内の小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び義務教育学校（学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び義務教育学校をいい、以下「学校」という。）に設置する「少年非行防止 JUMP チーム」の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において「少年非行防止 JUMP チーム」（以下「JUMP チーム」という。）とは、青森県内の学校に少年非行防止活動を行うために設置された、当該学校の児童・生徒により構成される団体をいう。

なお、「JUMP」とは、Juvenile Misconduct Prevention（少年非行防止）の頭文字により構成されたもので、少年非行防止と少年の飛躍を意味し、「ジャンプ」と呼称する。

### 第3 活動

「JUMP チーム」は、「JUMP チーム」の構成員自らによる少年非行防止活動を通じて、当該学校の少年非行の防止を図るとともに、青森県内の少年の規範意識の醸成を図る活動をする。

### 第4 支援

- 1 警察本部長は、県内の「JUMP チーム」の構成員の少年非行防止意識の向上、構成員同士の連携の強化を図るために、必要な支援を行うものとする。
- 2 「JUMP チーム」を設置する学校を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）は、管内の学校に「JUMP チーム」の設置を働き掛けるとともに、設置された「JUMP チーム」の活動が適正かつ円滑に行われるよう、活動方針の提示、必要な情報の提供、研修会の開催による構成員の能力の向上等の支援に努めるものとする。

### 第5 呼称

- 1 中学校、高等学校及び高等専門学校（以下「中・高校等」という。）に設置された「JUMP チーム」の呼称  
中・高校等に設置された「JUMP チーム」は、「JUMP チーム」の先頭に当該学校の学校名（通称名を含む。以下同じ。）を付して呼称するものとする。
- 2 小学校に設置された「JUMP チーム」の呼称  
小学校に設置された「JUMP チーム」は、「リトル JUMP チーム」の先頭に学校名を付して呼称するものとする。
- 3 義務教育学校に設置された「JUMP チーム」の呼称

前期課程（小学校に相当）は「リトルJUMPチーム」の先頭に当該校名を付して呼称し、後期課程（中学校に相当）は「JUMPチーム」の先頭に当該校名を付して呼称するものとする。

## 第6 委嘱

- 1 警察署長は、管内の学校から推薦のあった児童・生徒を「JUMPチーム」の構成員として委嘱するものとする。
- 2 委嘱は委嘱状により行うものとする。  
中・高校等及び義務教育学校後期課程に設置された「JUMPチーム」は、委嘱状（別記様式第1号）により、小学校及び義務教育学校前期課程に設置された「JUMPチーム」は、委嘱状（別記様式第2号）により行うものとする。
- 3 警察署長は、委嘱した「JUMPチーム」の構成員について、「JUMPチーム構成員名簿」（別記様式第3号）及び「リトルJUMPチーム構成員名簿」（別記様式第4号）を作成するものとする。
- 4 「JUMPチーム構成員名簿」及び「リトルJUMPチーム構成員名簿」の保存年限は1年とする。

## 第7 委嘱期間

「JUMPチーム」の構成員の委嘱期間は、警察署長が委嘱した日からその年度末までとする。

「JUMPチーム」の構成員が進級した場合に再委嘱することは妨げないが、年度ごとに新たに委嘱するものとする。

## 第8 委嘱の解除

警察署長は、学校から「JUMPチーム」の構成員の委嘱解除の申入れがあった場合においては、「JUMPチーム構成員名簿」（別記様式第3号）の備考欄に委嘱解除年月日を記載することにより、当該構成員の委嘱を解除するものとする。

## 第9 学校との連携

警察署長は、「JUMPチーム」に関する連絡については、「JUMPチーム」の活動を担当する教員に対して行うものとし、運用については、当該教員と緊密に連携を図るものとする。

## 第10 広報

警察署長は、「JUMPチーム」の周知を図るため、積極的にその活動について広報するものとする。

# 委 嘱 状

学校 年  
殿

あなたを少年非行防止  
JUMPチーム員に委嘱  
します

委嘱期間

年 月 日から  
年3月31日まで

年 月 日

警察署長 印

# 委 嘱 状

学校 年  
殿

あなたを少年非行防止  
リトルJUMPチーム員に  
委嘱します

委嘱期間

年 月 日から  
年3月31日まで

年 月 日

警察署長 印



